

建築基準法第12条に基づく病院本体等定期調査等業務委託契約書

委託業務名 建築基準法第12条に基づく職員公舎定期調査等業務委託
委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
委託期間 契約締結日から令和6年3月31日
委託場所 福島県南会津郡南会津町田島字大坪26-1
福島県立南会津病院医師公舎及び看護師公舎
契約保証金

上記委託業務について、委託者 福島県立南会津病院（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託 契約を締結する。

（業務の履行）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する監督員の指示に従い実施しなければならない。

（業務計画等）

第2条 乙は、業務の実施に当たっては、業務計画書等を提出し、あらかじめ甲の承諾を得て計画的に実施するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、共通仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該報告書の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第4条 乙は、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲は、正当な理由なく前項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を支払うものとする。

(損害賠償)

第5条 委託契約期間内に乙又は乙の従事者の責に帰すべき事由により盜難、損傷その他 の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない事由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。
- 3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。
- 4 甲が第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。
- （談合による損害賠償）
- 第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第6条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第8条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他
のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならな
い。

(個人情報の保護等)

第10条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個
人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(光熱水費)

第11条 業務の遂行に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、
必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第13条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、
甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するも
のとする。

令和 年 月 日

甲 福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1
福島県立南会津病院 院長 松井 遵一郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。

い。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

- 2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
- 3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。
- 4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。
- 3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情

報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

（調査等）

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に関係する第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならぬ。

（損害賠償）

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

建築物等定期点検業務共通仕様書

第1節 一般事項

1.1 適用	(a) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその付帯施設並びに建築設備（以下「建築物等」という。）の建築基準法第12条の定期点検に適用する。 (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 (c) 設計仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、設計仕様書の優先順位は、次の(1)(2)の順番とする。 (1) 特記仕様書 (2) 共通仕様書
1.2 点検の範囲	(a) 定期点検の対象部分、数量等は、特記による。 (b) 「法令に基づく検査記録」又は「自主検査記録」があり、その検査記録が基準を満足している場合は、それを適用することができる。 (c) 特記した対象部分について別添定期点検表に示す点検項目を実施し、その結果について報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、監督員に報告する。
1.3 報告書の様式	報告書の様式は、様式10、別記様式、別添様式による。
1.4 監督員	監督員は、受注者及び業務責任者に対する指示、承諾又は協議を行う者とし、特記仕様書で定める者とする。

第2節 業務の計画

2.1 業務責任者	定期点検業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、業務責任者通知書（様式4）を提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
2.2 業務計画書	(a) 受注者は、業務の実施に先立ち、業務計画書（様式5）を2部作成し、承諾を受ける。変更があった場合も同様とする。 (b) 業務計画書には、次の書類を添付するものとする。 (1) 委託業務着手届（様式6） (2) 委託業務工程表（様式7） (3) 業務担当者名簿（様式8）

第3節 業務の実施

- | | |
|---------------|--|
| 3.1 業務責任者 | (a) 業務責任者は、特記仕様書に定める者とする。 |
| 3.2 監督員の立会 | 作業等に際して監督員の立会を求める場合は、あらかじめ申し出る。 |
| 3.3 点検の実施 | (a) 点検を行う場合には、あらかじめ監督員から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
(b) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
(c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
(d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。 |
| 3.4 応急処置等 | 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに監督員に報告する。 |
| 3.5 点検の省略 | 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
(1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
(2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
(3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
(4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
(5) 足場のない給気又は排気のための塔
(6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
(7) (1)～(6)のほか、監督員から指示のあった箇所 |
| 3.6 点検に伴う注意事項 | (a) 点検の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
(b) 点検の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 |

第4節 業務の検査

- | | |
|-----------|--|
| 4.1 業務の検査 | 受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。
(1) 委託業務完了届（様式9）
(2) 報告書 |
|-----------|--|

建築物等定期点検業務特記仕様書

1. 件名	建築基準法第12条に基づく職員公舎定期点検等業務委託
2. 履行場所	福島県立南会津病院医師公舎及び看護師公舎
3. 履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
4. 業務仕様	本仕様書に記載されていない事項は、「建築物等定期点検業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。
5. 対象業務	<p>本仕様の対象業務は、次のとおりとする。対象施設は別紙1による。</p> <ul style="list-style-type: none">病院本体外壁に係る目視点検、クラック欠損点検（打診、赤外線カメラ併用）病院付属棟外壁に係るクラック欠損点検（打診） <p>「外壁の外装仕上げ材等のタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況」の点検項目については、平成20年11月17日国土交通省告示第千三百五十号に定めるところにより、歩行者等に危害を加えるおそれの部分について全面的な打診等を実施することとする。</p> <p>実施方法については、打診調査と赤外線調査（カメラ調査可能な範囲）の併用とする。</p>
6. 貸与資料等	<p>定期点検業務の実施に先立ち、必要に応じ次の関係資料を貸与する。</p> <p>契約終了後は速やかに返却することとする。</p> <p>(1) 図面類</p> <ul style="list-style-type: none">竣工図設計図
7. 監督員	<p>監督員は以下の者とする</p> <ul style="list-style-type: none">福島県立南会津病院 事務部（総務）主事 長谷川 光葵
8. 業務責任者	<p>定期点検業務の業務責任者は、次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一級建築士二級建築士建築基準適合判定資格者登録調査資格者講習を修了した者登録建築設備検査資格者講習を修了した者
9. 業務の実施	<p>定期点検業務の実施時間帯は次のとおりとし、実施日は、監督員と協議する。ただし打診等騒音の伴う点検の実施時間帯については、監督員と協議の上、決定することとする。</p> <p>① 平日（開庁日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く））</p>

8時30分～17時00分

② 休日（閉店日：土・日曜日及び祝祭日）
8時30分～17時00分

10. 報告書

定期点検業務の報告書は、次のものとする。なお、定期点検業務にかかる報告書の様式等は共通仕様書で定めたものとする。

- ・定期点検結果報告書（様式10）
- ・点検結果図（別添1様式）
- ・関係写真（別添2様式）
- ・検査結果表（別記様式）

定期点検業務の報告書を3部提出する。（原本1部、写し2部）

11. 報告書の
納入部数

建築物等定期点検業務委託リスト

業務責任者通知書

令和 年 月 日

(委託者) 様

令和 年 月 日 契約の建築基準法第12条に基づく職員公舎定期調査等業務委託について、建築物定期調査等業務共通仕様書に基づき業務責任者を下記のとおり定めましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1 氏名 印

2 生年月日

3 現住所

4 最終学歴

年 月 日 卒業

5 業務に関する実務経歴年数 年

6 取得資格等

※資格の写しは別添のとおり

年 月 日 取得

年 月 日 取得

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住所

氏名

印

[様式5]

令和 年 月 日

業務（変更）計画書

委託者 様
(監督員)

受託者 印
(業務責任者)

件名 令和5年度

建築基準法第12条に基づく職員公舎定期調査等業務委託

上記業務について業務計画書を作成しましたので、提出します。

上記について承諾します。

令和 年 月 日

委託者 印
(監督員)

[様式 6]

委託業務着手届

令和 年 月 日

(委託者) 様

受託者 住 所

氏 名 印

令和 年 月 日付け契約の下記委託業務は、令和 年 月 日着手しましたので届けます。

記

1 委託業務の名称 建築基準法第12条に基づく職員公舎定期調査等業務委託

2 委託業務の場所 福島県立南会津病院医師公舎及び看護師公舎

3 委託料の額 ₩

4 委託の期間 着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

委託業務工程表

[様式7]

委託の種類	工程	月					月					月				
		5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25
委託の名称																
委託期間																
自至																
令和年月日																
受託者住所氏名印																
印																

注) 各業務の履行期間を棒グラフで表示すること

[樣式 8]

業務担当者名簿

[様式9]

委託業務完了届

令和 年 月 日

(委託者)

様

受 託 者

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日 契約の下記委託業務は、令和 年 月 日完了しました
ので、成果物を添えて届けます。

記

1 委託業務の名称 建築基準法第12条に基づく職員公舎定期調査等業務委託

2 委託業務の場所 福島県立南会津病院医師公舎及び看護師公舎

3 委託契約額 ₩

4 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

5 報告書 別紙のとおり

定期調査結果報告書

令和 年 月 日

(委託者)

様

(受託者)

住 所
氏 名

印

業務責任者氏名

印

資格・番号

下記建築物について定期調査した結果は別紙のとおりです。

記

建築物 名称

所在地

調査年月日 令和 年 月 日 ~ 月 日

別記様式

点検記録表
(建築物の敷地及び構造)

点検日 令和 年 月 日
点検者番号

当該点検に 関与した調 査者	氏名	
	代表となる点検者	
	その他の点検者	

番号	点検項目	点検結果			担当 点検者 番号
		指摘 なし	要是正	既存 不適格	
1 敷地及び地盤					
(1) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2) 敷地	敷地内の排水の状況				
(3) 塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(4) 摳壁	撓壁の劣化及び損傷の状況 撓壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2 建築物の外部					
(1) 基礎	基礎の沈下等の状況 基礎の劣化及び損傷の状況				
(2)					
(3) 土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況 土台の劣化及び損傷の状況				
(4)					
(5) 外壁	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況 補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(6)					
(7)					
(8)					
(9)					
(10)	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(11)	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(12)	金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況				
(13)	コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況				
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況			
(15)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況			
(16)	支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3 屋上及び屋根					
(1) 屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2) 屋上回り(屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況 笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況 金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況				
(3)					
(4)					
(5)					
(6) 屋根	屋根の劣化及び損傷の状況				
(7) 機器及び工作物(冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(8)	支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4 建築物の内部					
(1) 防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況				
(2) 壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)				
(3)					
(4)					
(5)					
(6)					
(7)	部材の劣化及び損傷の状況				
(8)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(9) 床	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況 鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)					
(11)					
(12)	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			
(13) 天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(14)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			
(15) 防火設備(防火扉、シャッターその他これらに類するものに限る。)	常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況 常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況 常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況 常閉防火扉の固定の状況				
(16)					
(17)					
(18)					

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

卷之三

因 索 檢 結 点

調査項目	
番号	
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)	坪等
(4), (5)	擁壁
2	建築物の外観
(1), (2)	基礎
(3), (4)	土台（木造に限る。）
(5)～(16)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)～(5)	屋上周りの状況（屋根面を除く。）
(6)	屋根（屋上面を除く。）
(7), (8)	機器及び工作物（冷却塔設備、等）
4	建築物の内部
(1)	防火区画
(2)～(8)	壁の室内に面する部分
(9)～(12)	床
(13), (14)	天井
(15)～(18)	防火設備
(19), (20)	照明器具、被覆物等
(21)	居室の換気
(22), (23)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	廊下
(2)	出入口
(3)～(5)	避難上有効なバルコニー
(6)～(11)	階段
(12)～(15)	排煙設備等
6	その他
(1)～(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6), (7)	煙突

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあつた箇所(特記すべき事項含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

別添様式2(A4)

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		特記事項	

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。

③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。

④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は、「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックス「レ」マークを入れてください。

⑤ 写真是、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

別記様式

点検記録表

(換気設備)

点検日

令和 年 月 日

当該点検に関与した点検者	氏名		点検者番号	
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 檢 項 目 等		点検結果		担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正 既存 不適格	
1	建築基準法第28条第2項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（無窓の居室）				
(1)	機械換気設備	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況			
(2)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況			
(3)		風道の取付けの状況			
(4)		給気機及び排気機の設置の状況			
(5)		給気機又は排気機の作動の状況			
(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(7)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況			
(8)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(9)		空気調和設備の運転の状況			
2	換気設備を設けるべき調理室等（火気を使用する室）				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況			
(2)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況			
(3)		排気筒及び煙突の断熱の状況			
(4)		機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況		
(5)	給気機又は排気機の作動の状況				
3	建築基準法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等（無窓の居室、火気を使用する室）				
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く）	防火ダンパーの取付けの状況			
(2)		防火ダンパーの作動の状況			
(3)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(4)		防火ダンパーの温度ヒューズ			
(5)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況			
特記事項					
番号	検査項目等	指摘の具体的な内容等	改善策の具体的な内容等	改善（予定）年月	

点検記録表
(排煙設備)

点検日 令和 年 月 日

当該点検に関与した点検者	氏名		点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等			点検結果	担当点検者番号
				指摘なし	要是正既存不適格
1 建築基準法施行令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室(付室付特別避難階段)、同令第126条の2第1項に規定する居室等(排煙設備を設けなければならない特殊建築物等)					
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況			
(2)		排煙風道との接続の状況			
(3)		排煙出口の周囲の状況			
(4)		排煙口の開放との運動起動の状況			
(5)		作動の状況			
(6)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況			
(7)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(8)	排煙口	排煙口の周囲の状況			
(9)		機械排煙設備の排煙口の外観			
(10)		排煙口の取付けの状況			
(11)		手動開放装置の周囲の状況			
(12)		手動開放装置による開放の状況			
(13)		機械排煙設備の排煙口の性能			
(14)		排煙口の開放の状況			
(15)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)			
(16)		排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(17)		排煙風道の取付けの状況			
(18)		防煙壁の貫通措置の状況			
(19)		排煙風道と可燃物等との離隔距離及び断熱の状況			
(20)		防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)			
(21)		防火ダンパーの取付けの状況			
(22)		防火ダンパーの作動の状況			
(23)	特殊な構造の排煙設備	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(24)		防火ダンパーの温度ヒューズ			
(25)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観			
(26)		排煙口及び給気口の取付けの状況			
(27)		手動開放装置の周囲の状況			
(28)		排煙口の排煙風量			
(29)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(30)	特殊な構造の排煙設備	煙感知器による作動の状況			
(31)		特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)			
(32)		給気風道の劣化及び損傷の状況			
(33)		給気風道の取付けの状況			
(34)		防煙壁の貫通措置の状況			
(35)		給気送風機の設置の状況			
(36)		給気風道との接続の状況			
(37)	加圧防排煙設備	排煙口の開放と運動起動の状況			
(38)		作動の状況			
		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況			
		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
		吸込口の周囲の状況			
2 令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室(付室付特別避難階段)					
(1)	特別避難階段の階段室又は付室に排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)	設ける排煙口及び給気口	給気口の周囲の状況			
(3)	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)		排煙風道の取付けの状況			
(5)		給気口の周囲の状況			
(6)		給気口の取付けの状況			
(7)		給気口の手動開放装置の設置の状況			
(8)		給気口の手動開放装置による開放の状況			
(9)		給気口の開放の状況			
(10)	給気送風機の外観	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(11)		給気風道の取付けの状況			
(12)		給気送風機の設置の状況			
(13)		給気風道との接続の状況			
(14)		給気口の開放と運動起動の状況			
(15)		給気送風機の作動の状況			
(16)		電源を必要とする給気送風機・排煙機の予備電源による作動の状況			
(17)	給気送風機の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(18)		吸込口の周囲の状況			
(19)		空気逃し口の周囲の状況			
(20)		空気逃し口の取付けの状況			
(21)		空気逃し口の作動の状況			
(22)		圧力調整装置の外観			
(23)		圧力調整装置の取付けの状況			
(24)		圧力調整装置の作動の状況			

別記様式

点検記録表
(非常用の照明装置)

点検日 令和 年 月 日

当該点検に関与した点検者	氏名	点検者番号
	代表となる点検者	
	その他の点検者	

番号	点 檢 項 目 等		点検結果		担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正 既存 不適格	
1 照明器具					
(1) 非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1) 予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2) 配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1) 切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(2)	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4 電池内蔵形の蓄電池					
(1) 充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
5 電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)	蓄電池室の換気の状況				
(3)	蓄電池の設置の状況				
(4)	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(5)	キューピクルの取付けの状況				
6 自家用発電装置					
(1)	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)	発電機及び原動機の状況				
(3)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(4)	始動用の空気槽の圧力				
(5)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(6)	燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(7)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(8)	自家用発電装置の取付けの状況				
(9)	自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(10)	接地線の接続の状況				
(11)	電源の切替えの状況				
(12)	始動の状況				
(13)	運転の状況				
(14)	排気の状況				
(15)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
特記事項					
番号	検査項目等	指摘の具体的な内容等	改善策の具体的な内容等		改善（予定）年月

別記様式

点検記録表
(給水設備及び排水設備)

点検日 令和年月日

当該点検に関与した点検者	氏名				点検者番号
	代表となる点検者				
	その他の点検者				

番号	点検項目等	点検結果			担当点検者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	飲料用の配管設備及び排水設備				
(1)	飲料用の配管設備及び排水設備（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況			
2	飲料水の配管設備				
(1)	飲料用の給水・貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）及び給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(2)		給水ポンプの運転の状況			
(3)		給水タンク等の内部の状況			
(4)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況			
(5)		ガス湯沸器の取付けの状況			
(6)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
3	排水設備				
(1)	排水槽	排水漏れの状況			
(2)		排水ポンプの設置の状況			
(3)		排水ポンプの運転の状況			
(4)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水給水栓の表示の状況			
(5)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(6)		消毒装置			
(7)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況		
(8)		排水管	排水の状況		
(9)			間接排水の状況		
(10)	通気管		通気管の状況		

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的な内容等	改善策の具体的な内容等	改善（予定）年月